随 意 契 約 結 果 表

担当課名	国保医療課		
案件名	後期高齢者医療保険料決定通知書兼保険料納入通知印刷		
案件の概要	後期高齢者医療保険料決定通知書等の印刷業務		
随意契約の種類	◉ 随意契約　　○ 単独随意契約		
契約年月日	令和 4 年 4 月 7 日	契約の相手方	レスター工業(株)神戸営業所
契約金額	3,808,750 円　（うち消費税相当額　346,250 円）		
契約期間	契約を行った日 ～ 令和 4 年 7 月 12 日 まで		
随意契約とした理由	本業務は、作成工程の中で、印刷データや校正原稿、テスト印刷物や成果物等の受渡等のため、受注者の頻繁な来庁を要することから、効率的な業務執行のため、近隣に営業所を有する業者又は近隣を主要な営業地区とする業者と契約する必要がある。 令和4年3月に、独禁法違反の理由により公正取引委員会が課徴金納付命令等を実施したことを受け、入札等参加資格者名簿内の該当業者へ指名停止を行った結果、本業務を新たに受注できる業者が相当少なくなっている。 これは、他市においても同様の状況であり、現時点でも限られた数少ない業者へ発注が殺到しているため、一刻も早く発注しなければ、受注業者を確保することができない状況である。 本印刷物は、後期高齢者医療保険料決定通知に際し必要不可欠のものであり、早期に受注業者を確保できなければ、後期高齢者医療保険料決定通知ができなくなることも考えられる。 そこで、入札の手続きを取ると契約する機会を逸する可能性が高いため、緊急の必要がある場合と判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要によるもの）を適用し、ついては、本業務を受注できる、近隣に営業所を有する又は近隣を主要な営業地区とする業者から見積徴集し、最安価の見積書を提出した上記業者と随意契約を締結するものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 （緊急の必要があるもの）		